

神戸まつり『須磨音楽の森』補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日 須磨区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸まつり「須磨音楽の森」(以下「補助事業等」という。)を実施するために必要な経費について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業等の対象となる者は、補助事業等を実施するために須磨区内の市民団体、事業者、行政機関などにより組織される運営委員会等で須磨区長(以下「区長」という。)が適当と認めたもの(以下「補助事業者等」という。)とする。

(対象経費)

第 3 条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する補助事業等に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業に要する経費
- (2) 会議に要する経費
- (3) 事務に要する経費
- (4) その他補助金等交付の対象として区長が認める経費

(補助金等の額)

第 4 条 補助金等の額は、当該年度の予算の範囲内で、前条の規定による経費から協賛金を差し引いた額を上限とする。

(交付申請)

第 5 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書(様式第 1 号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 区長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書(様式第 2 号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

（補助事業等の変更等）

第7条 補助事業者等は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき、補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 区長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 補助金額等確定通知書（様式第9号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

（交付の時期等）

第10条 区長は、補助金等の交付額の確定後、補助金等を交付するものとする。

2 区長は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金規則第18条2項に基づき、決定に係る補助事業等の完了前に、決定した補助金等の交付予定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

（補助金等の請求）

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第10号）を速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

（契約等）

第12条 補助事業者等は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をすると

きは、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者等は、補助事業等の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、区長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第 14 条 区長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。
- 3 加算金及び遅延利息については、補助金規則第 21 条によるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。